

財 閣 第 1 6 9 6 号
平成 19 年 12 月 25 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

関税定率法基本通達等の一部改正について

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成19年政令第363号)及び証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成19年政令第369号)の施行に伴い、関税定率法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第101号)等の一部を下記のとおり改正し、平成19年12月26日(下記第2については平成20年1月4日)より実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税定率法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。